

議案第21号

葛飾区子ども総合センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成30年 2月16日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の改正に伴い、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区子ども総合センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区子ども総合センターの設置等に関する条例（平成23年葛飾区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「第5条第16項」を「第5条第18項」に、「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第7項」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。